

学校法人東京医科大学職務における業務活動等（研究活動等を除く）に関する利益相反
マネジメント規程

平成21年7月28日
制定

改正 平成24年12月6日東医大発第648号

（目的）

第1条 この規程は、学校法人東京医科大学職員倫理規程（以下「倫理規程」という。）および職務における業務活動等（研究活動等を除く）利益相反マネジメントポリシー（以下「ポリシー」という。）に基づき、学校法人東京医科大学（以下「本法人」という。）の職員等がその職務において行う業務活動（研究活動等を除く）・社会貢献活動（以下「業務活動等」という。）を行う上での利益相反（COI）を、適正に管理するため必要な事項を定めることにより、法人運営の公正性、信頼性、透明性を高めることを目的とする。

（職員等の定義）

第2条 この規程で「職員等」とはポリシー第4項に定める者をいう。

（利益相反の対象事例）

第3条 職員等が、業務活動等を行う上で、企業及び団体から一定額以上の金銭若しくは便宜の供与又は株式等の経済的利益を受ける場合であって、次に掲げる行為を行う場合を対象とする。

- （1）兼業活動「報酬の有無にかかわらず、本法人の職務以外の他の職を兼ね、職務以外の他の事業若しくは業務に従事し、また営利企業を営む場合をいう。ただし、公的機関における活動と報酬、医療機関における医療行為と報酬はこれに含めないものとする。」
- （2）本学外の団体等から報酬、株式等何らかの経済的利益を得ている場合
- （3）本学外の団体等へ職員等が自らの発明等に移転しあるいは使用許諾する場合
- （4）本学の団体等から寄附金、設備・備品の供与を受ける場合
- （5）（1）から（4）の相手方等から何らかの便益を供与される者に対して、本学の施設・設備の利用を提供する場合
- （6）（1）から（4）の相手方等から何らかの便益を供与される者から物品を購入しあるいは役務の提供を受ける場合
- （7）その他、何らかの便益を供与されたことが明らかである場合、もしくは供与が想定される場合

（業務活動等に関する利益相反マネジメント体制）

第4条 業務活動等に関する利益相反マネジメント体制の整備と啓発活動等については、ポリシー第6項の定めにより学校法人東京医科大学倫理委員会（以下「法人倫理委員会」という。）が行う。

- 2 業務活動等に関する利益相反の審査、及び判定は法人倫理委員会が行う。
- 3 法人倫理委員会におけるCOI管理の状況は理事長に報告するものとする。

（不服審査委員会）

第5条 本法人に、第10条第1項の規定に基づき法人倫理委員会より回避要請の通知を受けた職員等からの不服申立てについて審査させるため、不服審査委員会を置く。

2 不服審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）理事 2名
- （2）病院長 3名
- （3）事務局長 1名
- （4）事務部長 3名
- （5）弁護士 1名
- （6）公認会計士 1名

- (7) 外部有識者 1名
- (8) その他理事長が必要と認めた者 若干名
- 3 不服審査委員会に委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する者をもって充てる。
- 4 第2項の委員は理事長が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、役職で選任された者はその在任期間とする。任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(利益相反アドバイザー)

第6条 本法人に、法人倫理委員会が行う活動内容について助言を行わせるため、利益相反アドバイザーを置く。

- 2 利益相反アドバイザーは利益相反問題に関し高い見識を有している者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 利益相反アドバイザーの任期は2年とし再任されることができる。ただし、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(利益相反カウンセラー)

第7条 本法人に、利益相反について職員等からの個別相談及び法人倫理委員会事務局に対しての指導、助言を担当させるため、利益相反カウンセラーを置く。

- 2 利益相反カウンセラーは利益相反に関し専門的知識を有する者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 利益相反カウンセラーの任期は2年とし再任されることができる。ただし、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(利益相反の管理)

第8条 法人倫理委員会は、理事長に対して文書をもって意見を述べる。理事長は法人倫理委員会の次の各号に類別される意見に基づき、利益相反に関し大学としての見解を提示して改善に向けた指導、管理を行う。指導、管理の内容は、案件に応じて「適・不適」があるため、個別の業務活動等およびCOIの状況等を踏まえ、適切な指導、管理を行う。なお、適切な情報開示等透明性の確保には充分留意する。

- (1) 経済的な利益関係の開示
- (2) 利益相反の状態にある職員等の参加形態の変更
- (3) 利益相反の状態にある職員等の参加の取りやめ
- (4) 経済的利益の放棄
- (5) 利益相反を生み出す関係の分離

(利益相反マネジメントの実施方法)

第9条 職員等は第3条に定める対象事例について、法人倫理委員会に対し所定の時期、または当該事例の発生前に申告を行う。ただし、研究活動等に関する利益相反マネジメント規程により申告されたものを除く。

(審査、回避要請)

第10条 法人倫理委員会は、前条の申出に基づき利益相反について審査の上、当該申出を行った職員等に対し承認または回避要請を通知する。

- 2 法人倫理委員会は、前項の規定による通知後についても、引き続きその実施状況を把握するものとする。

(不服申立て)

第11条 前条第1項の規定により回避要請の通知を受けた職員等は、判定結果について不服がある場合は、通知を受けた日から30日以内に不服審査委員会に対し不服申立てを行うことができる。

- 2 不服審査委員会は、前項の不服申立ての内容を審査の上、その申立てが相当であると認めた場合は、法人倫理委員会に対し再審査の勧告をする。

3 法人倫理委員会は、前項の規定により通知を受けた場合は、再審査を行い、その結果を前条第1項の規定により、申立てを行った職員等に通知する。

(外部からの指摘への対応)

第12条 第9条の規定により申告を行った職員等に関し外部から利益相反の指摘があったときは、法人倫理委員会において協議し、本法人として必要な説明を行う。

(秘密保持)

第13条 第5条から第7条に定める委員等は、職務上知り得た情報を正当な理由なくして他に漏らしてはならない。また、その職を辞した後も同様である。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年12月6日東医大発第648号)

この規程は、平成24年12月6日から施行し、平成24年11月8日から適用する。(第5条第2項第2号の改正)